様式第１号

専門家派遣申請書

１．派遣申込者の概要

申 請 日	年　　月　　日

フ リ ガ ナ			
会社名 又は屋号			
代表者役職		担当者役職	
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名		担当者氏名	
所 在 地	〒　　－		
電　話		事 業 内 容	
携 帯 電 話		資 本 金	円
メールアドレス		設立（創業）	年　　月
ホームページURL		従 業 員 数	名　（内パート　　名）
業　　種 （複数回答不可）	□ 製造業 □ 卸売業 □建設業 □小売業 □サービス業　□ 飲食業 □ その他 （　　）		

２．相談内容 ※該当する項目に☑をご記入ください。（複数回答可）

（1）経営課題

□ 経営全般　□ 経営改善　□ 事業計画策定　□ 資金繰り　□ ＩＴ活用
□ マーケティング　□ 販路開拓　□ 経営革新　□ 生産性向上　□ 価格転嫁
□ ISO、HACCP　□ 雇用・労務　□ 税務　□ その他　（　　）

（2）相談内容および目標（達成時期・内容等）

３．その他 ※該当する項目に☑をご記入ください。（複数回答可）

（1）ご利用のきっかけ

□ チラシ　□ ホームページ　□ メールマガジン　□ 信用保証協会
□ 金融機関名　（　　）　□ その他　（　　）

（2）情報誌等の掲載について

□ 掲載可　□ 掲載不可　□ 要相談

※『ビジネスサポートふくおか』（当センターが毎月発行する経営支援情報誌）と、当事業のホームページ上で、支援事例として掲載する場合があります。掲載時は、支援の効果等を取材させていただきます。

（3）裏面（２頁目）の確認事項について

□ 確認しました

（4）「専門家派遣終了調査票」（アンケート）について

□ 全ての派遣終了後、速やかに提出またはWebフォームで回答します。

申請書類　まずは①「専門家派遣申請書（様式第１号）」をご提出ください。（PDFデータ可）

① 「専門家派遣申請書（様式第１号）」（本様式）【必須】
② 直近３期分の決算書等の写し【必要に応じてご提出をお願いする場合があります】
　・決算書：①貸借対照表②損益計算書③販売費及び一般管理費④製造原価報告書（作成している場合）
　・確定申告書：申告書類第一表・第二表
　・所得税青色申告決算書：１頁から４頁
③ 組織図
④ 就業規則
⑤ 企業や商品の紹介パンフレット等
※ ③～④は作成していない場合は不要です。

【提出先】経営改善サポートデスク
〒８１２－００４６
福岡市博多区吉塚本町９－１５　６階
（公財）福岡県中小企業振興センター 経営力再構築課
メール　keieikaizen@joho-fukuoka.or.jp
ＦＡＸ　０９２－６２４－３３００

【専門家派遣の流れ】

１．申請書提出

２．ヒアリング

・相談内容を電話等で確認後に専門家を選定し、マッチングの日程を調整します。

３．マッチング

・対面またはWebにて専門家（候補）と振興センターの担当者同席の３者で打ち合わせを行います。

・マッチング後、専門家が支援計画書を作成します。

４．専門家派遣

５．終了調査票（アンケート）提出

・全ての派遣が終わりましたら「終了調査票」（アンケート）を速やかにご提出ください。

【確認事項】

１．専門家派遣について

(1) 専門家は補助・助言を行うのみであり、経営課題の解決について、事業者が主体的に取り組むこと。

(2) 専門家は実務代行（行政手続き、融資手続き、助成金等の申請手続き等）はできない。

(3) 専門家は完全性・有用性・確実性・適合性等についていかなる保証をするものではない。

２．派遣開始にあたって

(1) 当事業の実施にあたり、企業として人的資源・時間・場所等の対応が充分に可能であること。

(2) 当事業によって達成すべき目標及び成果が明確であること。

(3) 専門家とは、所期の目的を達成できるよう十分に打ち合わせを実施し、連携をとること。

(4) 申請者と専門家および振興センターの担当者は、協議し専門家が支援計画書を作成すること。

(5) 支援計画書における支援内容や回数及び実施スケジュールが無理なく実施可能であること。

(6) 支援計画書に掲げた目標を達成するために必要となる情報等は、可能な限り派遣専門家に開示すること。

４．暴力団等の排除について

依頼者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで専門家の派遣を依頼することとし、同意できない場合､または真実と異なる表明をされた場合は、専門家を派遣しない。

①暴力団、②暴力団員・準構成員

③暴力団と密接な関係を有するもの

ア．暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

イ．暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

ウ．暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている者

エ．暴力団又は暴力団員による犯罪の共犯者

オ．暴力団員であることを知りながら、その者やその家族に関する行事（結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等）に出席し、自己や家族に関する行事に暴力団を参加させるなど社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者）

④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等

５．その他

(1) すべての支援終了後には、速やかに「専門家派遣終了調査票」（アンケート）を提出すること。

(2) 一定期間後、振興センターが企業に対し当事業の成果について調査を行う際には、積極的に協力すること。

(3) 支援の取下げおよび内容変更や回数減少等が生じた場合は、速やかに振興センター担当者に連絡すること。
また、振興センターが送付する書類を提出すること。